

重要 <必ずご確認ください>

申請にあたり、「常用雇用する労働者」について申請要件を満たしていないケースが多く見受けられます。

申請要件を満たしていない場合、事前エントリーを行ったとしても申請はできませんので、あらかじめ下記の内容についてご確認をお願いします。

その他の申請要件につきましても、募集要項を必ずご確認ください。

記

- 1 申請から実績報告時に至るまでの期間を通じ、「都内に勤務する常時雇用する労働者を2人以上、かつ6ヶ月以上継続雇用している」必要があります。
- 2 「常時雇用する労働者」とは、次の①②をいずれも満たす者を指します。
 - ①雇用保険被保険者であること
 - ②次のいずれかに該当する者であること
 - ・期間の定めなく雇用されている労働者
 - ・(有期雇用、日々雇用の場合) 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

* 「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されている労働者を指します。よって、上記内容が確認できる労働契約書等が作成されている必要があります。

以上